平成30年度　第２回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

１　開催年月日　　平成31年１月24日（木）
２　開催場所　　生涯学習まちづくりセンター　会議室２
３　開会及び閉会時刻　　開会　　午後１時30分
　　閉会　　午後２時15分
４　出席委員　　池　添　正　洋　委員
　　岡　﨑　年　一　委員
　　藤　原　榮　子　委員
　　大　隅　昭　幸　委員
　　和　田　良　勝　委員
　　藤　原　一　幸　委員
　　長　井　孝　章　委員
　　東　田　町　子　委員
　　藤　原　珠　美　委員
　　藤　原　　透　　委員
５　欠席委員　　武　部　紀　子　委員
　　伊　藤　正　之　委員
６　会議録署名委員　　藤　原　一　幸　委員
　　東　田　町　子　委員
７　説明のため出席した者の職氏名
　西脇市長　　片　山　象　三
　くらし安心部長　　高　田　洋　明
　保険医療課長　　長　井　恵　美
　保険医療課保険担当主査　　芦　田　周　美
　保険医療課保健事業担当主査　　中　根　伸　也
　健康課課長補佐　　的　場　定　美
　税務課長　　高　橋　芳　文
　税務課課税担当主査　　横　山　淳　子
８　傍聴人　　０名
９　会議に付した案件
⑴　報告事項
　国民健康保険事業費納付金について
⑵　審議事項
ア　西脇市国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について
イ　その他
　旧被扶養者に係る減免期間の改正について

平成30年度第２回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記　　事
事務局	○開会 ○会議成立の報告 ・委員２名欠席のため、本日の出席委員は10名。過半数以上の出席により会議は成立
会　長	○会長あいさつ ・委員の出席に対する謝意を述べる。 ・平成最後の会議では、来年度の国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について審議いただく。事務局から説明を行うので、忌憚のない意見をいただきたい。
市　長	○市長あいさつ ・委員の出席、国保運営への協力に対する謝意 ・本年１月７日付で兵庫県から平成31年度の国保事業費納付金額及び標準保険料率の提示があり、本市における国民健康保険税額等を検討し、協議を行った。 ・本日の会議では、平成31年度の国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について諮問させていただくので、慎重な御審議をいただくようお願いする。
市　長	○諮問 ・諮問書の写しを各委員に配布 ・市長から会長へ「国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について」を諮問 ・市長退席 （進行を事務局から会長へ交代）
会　長	○会議録署名人選出 ・会議録署名人に藤原一幸委員と東田町子委員を指名
会　長	**○報告事項１　国民健康保険事業費納付金について** ・事務局からの説明を求める。
事務局	○説明 ・国民健康保険事業費納付金は、保険給付費等の兵庫県全体で必要な額から国交付金等の収入を控除した額を県内各市町に按分したものである。 ・平成31年１月７日付で兵庫県から提示された一般被保険者に係る平成31年度の国民健康保険事業費納付金は、総額で11億 5,736万円である。（医療分８億 3,211万円、後期支援分２億 3,178万円、介護分

	9,347万円） ・被保険者一人当たりの額で平成30年度と比較すると、医療分で2.38％の増、後期支援分で7.39%の増、介護分で9.54％の増となる。 ・国民健康保険事業費納付金の今後の見通しについて、国保被保険者一人当たり医療費、後期高齢者医療における医療費、介護保険における介護給付費の増加に加え、各制度を支える人口の減少により、納付金額は増加する見込みである。 ○意見、質疑等 なし
会　長	**○審議事項１　西脇市国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について** ・事務局からの説明を求める。
事務局	○説明 ・平成31年度の地方税改正の中で国民健康保険に係る内容について説明（平成30年12月21日閣議決定「平成31年度税制改正の大綱」に基づく）。 ・課税限度額の改正 年間保険税額の上限である課税限度額のうち、医療分が現行の58万円から３万円引き上げられ61万円に改定され、据え置かれる後期支援分19万円、介護分16万円と合わせて合計96万円となる。改定により約45世帯が引き上げによる影響を受ける見込みである。 ・軽減判定所得基準の改正 低所得者に係る保険税の軽減のうち、５割軽減の判定をする被保険者一人当たりの所得基準額を27.5万円から28万円に、２割軽減の判定をする被保険者一人当たりの所得基準を50万円から51万円にそれぞれ引き上げ、軽減世帯の拡充を図る。改正の影響は、今年度の所得状況でみると２割軽減で約５世帯、５割軽減で約15世帯の増加となる見込みである。世帯の所得が33万円以下を対象とする７割軽減については変更はない。軽減判定所得を見直すことによって、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、その分を課税限度額の見直しで賄おうとするものである。 ・保険税の改定（案）について 兵庫県から提示された市町村標準保険料率を基準に、改定案を作成した。所得割については、提示の率を維持し、均等割と平等割については提示の額をもとに100円未満を切り上げている。 ・現行税率との差について 医療分では所得割を6.93％から6.68％へ（ -0.25％）、均等割を28,000円から27,200円へ（-800円）、平等割を19,700円から19,200円

	へ（-500円）改定しようとするものである。 　後期支援分では、所得割を2.33％から2.51％へ（ +0.18％）、均等割を 9,500円から10,200円へ（ +700円）、平等割を 6,700円から 7,200円へ（+500円）改定しようとするものである。 　介護分では、所得割を2.30％から2.48％へ（ +0.18％）、均等割を12,000円を13,000円へ（+1,000円）、平等割を 5,600円から 6,100円へ（+500円）改定しようとするものである。 　改定案では、医療分・後期支援分・介護分のそれぞれで、必要な保険税額の総額を確保するための市町村標準保険料率が算出されているため、医療分については下がる方向で、後期支援分、介護分については上がる方向となっている。特に40歳から64歳までの被保険者に賦課する介護分の上り幅が大きいため、この年齢層の被保険者の保険税は値上がりとなる。 ○意見、質疑等 　なし
会　長	○答申について ・諮問のとおり答申すると決定してよいか。→承認 ・答申の内容については、会長一任でよいか。→承認 ・１月24日に答申する。 ・後日、答申書のコピーを委員に送付する。
会　長	**○審議事項２　その他** ・事務局からの説明を求める。
事務局	○説明 ・旧被扶養者に係る減免期間の改正について説明を行う。 ・国保の資格取得日に65歳以上であり、かつ、国保の資格取得日前日に後期高齢者医療被保険者となる者の被用者保険の被扶養者であった者が「旧被扶養者」として減免対象となる。 ・平成20年に創設された後期高齢者医療制度では、資格取得日の前日まで被用者保険の被扶養者であった者の所得割額の全額及び均等割額の５割を、２年間免除又は軽減する措置がとられ、国保においても同様に旧被扶養者に対して応能割額の全額及び応益割額の５割を、２年間免除又は軽減する措置がとられた。 ・平成22年度からは、特例措置として後期高齢者医療制度における軽減期間を２年間から「当分の間」に延長されたことに合わせ、国民健康保険においても軽減期間を「当分の間」とし、今年度に至り軽減措置を行っている。 ・平成31年度から、後期高齢者医療制度において特例措置が廃止され、本則に戻して均等割額の軽減を２年間に限り実施されることに合わせ、

	国民健康保険においても同様に本則に戻し、応益割額の軽減期間を２年とするよう県を通じて国から通知がなされた。 ・このことから、平成31年度から資格取得日の属する月から２年間は、応益割額を５割軽減し、当分の間応能割額を免除することとする。 ・影響を受ける14名には、新年度になり次第、速やかに周知を図ることとする。 ○意見、質疑等 なし ○閉会